

日時・場所	令和8年2月9日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	櫻本市長、北脇教育長、辻議会事務局長、井狩政策調整部長、小池政策調整部政策監、川尻総務部長、西村市民部長、井出健康福祉部長、北田健康福祉部政策監、駒井健康福祉部政策監、布施都市建設部長、中塚環境経済部長、田中教育部長、飯田上下水道所長、事務局

## 1. 開会

### <市長指示事項等>

- ・12日間の衆議院選挙について、総務課及び選挙管理委員会の皆さんを中心に準備を行い、職員の皆さんの協力のもと無事に執行できたことに感謝申し上げます。今後の国の政策、特に物価高対策について、地方自治体の業務に様々な影響が考えられるので、その際は協力願う。
- ・一昨日、公共交通に係る市民懇談会が開催された。事業者や関係者はよく知っている内容であったかもしれないが、他所属の職員や市民は知らない内容も多かったので、都市建設部の方で情報を整理し庁内で共有してほしい。
- ・本日、箱根駅伝や別府大分毎日マラソンで活躍された中央大学 溜池一太選手の表敬訪問が予定されている。姿を見かけたら温かく迎えてほしい。

## 2. 議題

### 【審議事項】

#### ① 法定外公共物（用悪水路）所有権確認請求事件第一審判決と今後の対応について

令和6年8月13日付けで訴訟提起され、市が応訴している法定外公共物（用悪水路）所有権確認請求事件について、第一審判決の概要と今後の対応について報告する。

### <共有>

- ・本件は、原告が、当該用悪水路の所有権について、民法第162条に基づき、他人の土地を一定期間占有することで、その土地の所有権を取得できるという時効取得の規定のうち、10年（短期取得時効）及び20年（長期取得時効）のどちらも該当すると主張されたことに対し、市が応訴し、令和8年2月6日の大津地方裁判所における第一審判決で市が敗訴したものの、担当課としては本判決は不服であり控訴する考えであることから、その概要を報告するものである。しかしながら、判決文は本日午後到着する予定であることから、控訴するかどうかは判決文を確認した上で、弁護士の見解も踏まえて判断する。
- ・通常、行政財産を払い下げる手続きは、まず行政財産の用途廃止の方向性を決定し、境界及び面積を確定、その後用途廃止の実施、有償の払下げという流れになる。
- ・行政財産は原則として民法の取得時効の対象外だが、昭和51年の判例では、長期間放置され、公共用財産としての機能や形態を完全に喪失している場合は、「黙示的な公用廃止」として例外的に時効取得が認められている。なお、この判例を用いて訴訟される事件が全国的に多数あり、判決結果は勝訴又は敗訴のどちらの例もある。
- ・地方自治法第96条に基づき、訴訟の提起は議決事項であることから、通常は議会の議決を経た後から裁判所に申し出るものだが、本件は控訴までの期日が迫っていることから、委任専決処分を行う。
- ・訴訟の提起の委任専決処分については、庁議では審議事項として付議し、詳細については今週の総合調整会議及び来週の部長会議で改めて説明する。

<意見>

- ・本件に類する財産の払下げは、今後も全市域的に生じる可能性がある。本件について、この先、市の敗訴が確定した場合は、市からの指導を疑念なく受容して既に費用を負担した隣地の市民と当該原告市民との間で、結果の不公平が生じてしまう。公平性の確保と払下げ事務の負担軽減の必要性から、払い下げ費用を無償とする条例を定めることを検討してはどうか。

【報告事項】

① 証明書交付手数料のキャッシュレス決済導入開始について

市民サービスの向上と行政運営の効率化のため、令和8年3月2日から一部窓口において、ポータブル決済端末を設置し、各種証明書交付手数料のキャッシュレス決済サービスを導入する。

→特に意見・議論等はなかった

② 野洲市立野洲第三保育園民間移管事業の進捗について

老朽化が進んでいる野洲第三保育園については、移転整備・運営を民間移管する手法で事業を進めてきたが、今般、令和8年4月1日に予定している移管事業者による保育所開設の概要について報告する。

<共有>

- ・定員については、野洲第三保育園の方がほとんど転園される予定でほぼ埋まっている。
- ・野洲第三保育園の跡地については、令和9年度までは県立高専の準備室として貸付する予定である。

<意見>

- ・資料中「目途が付いたので」とはどういう意味か。「目途が付く」とは蓋然性が低かったものに道筋が見えてきたときに使用する言葉ではないか。また、資料のタイトルも「保育所の開所について」等、ポジティブなタイトルにして保育所の開設をPRしてはどうか。
  - 県の認可申請書の提出を行ったことから、そのような表記にした。改めて表記やタイトルについては検討する。
- ・事務引継ぎの細かい内容を記載する必要はあるのか。
  - 人権保育の引継ぎが重要であり、プロポーザルでも条件として提示している。
  - 市内唯一の直営保育園であったことや、部落解放保育を行ってきたという経緯も含めると、記載することは一定有意義であると考える。

③ 妓王井川流量低減に向けた雨水対策事業の見直しについて

JR野洲駅南口周辺では、一級河川妓王井川などの流下能力が脆弱で、沿川における溢水が頻発している。これまで妓王井川の流量低減を目的に雨水対策事業を進めてきたが、現地調査や関係機関との協議の結果、国道8号野洲栗東バイパス沿いに新たな雨水幹線水路を設置することについては、資料に記載のとおり、施設整備が困難な区間があると判明したことから、妓王井川上流部において、野洲川へ放流する他に雨水を一時的に貯留する施設の導入について検討を行う。

<共有>

- ・国道8号バイパス沿いに幹線水路を設置して野洲川放流することについては実現困難だが、他のルートで野洲川に放流する可能性についてはまだ検討出来ていないことから、その余地はあ

ると考えている。

<意見>

- ・資料の「妓王井川上流部で野洲川へ放流する他に雨水を一時的貯留する施設の導入について検討。」という記載では、今後も優先手法が野洲川への放流のように読み取れるので違和感がある。

④ 水道料金改定に関する市の考え方について

水道事業会計を健全に、水道施設・管路を安全で災害に強くし、次世代への負担をできるだけ少なくするため、水道料金の改定を令和9年4月1日より行う予定である。なお、本件は2月定例会に議案として提案を行う前に、2月の全員協議会にて報告を行う。

<意見>

- ・水道事業の広域化で水源地の集約化等により水道料金の値上げを抑制してはというような議論はしたのか。
  - 水道事業の広域化については、県内全域で取り組んでいるが、緩やかに広域化するというコンセプトのもと、財源は個別でという考えがあることから、広域化することですぐに経費が安くなるとは考え難く、10～20年くらい先までは本市の状況に応じた料金体系になるのではないかと考えている。
  - 水源地の集約については、本市の水源地は自己水源地が約50%、水道企業庁からの購入が約50%であることから、将来的には水源地の大きな工事が必要な時に集約する可能性が考えられるが、現状では大きな経費をかけずに収益を得られている状態であるため、委員会では議題にしていない。

⑤ 第4期野洲市教育振興基本計画の策定について

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）第17条第2項に基づき、令和3年に制定した第3期野洲市教育振興基本計画が今年度で終了することから、来年度から5年間を計画期間とする「第4期野洲市教育振興基本計画」を策定するため、野洲市議会基本条例第11条第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

→特に意見・議論等はなかった

⑥ 令和8年第2回野洲市議会定例会提出議案（案）について

令和8年第2回野洲市議会定例会に新年度予算10件、補正予算6件、条例制定・改廃14件、その他6件、人事案件2件を提出する。

⑦ 全員協議会への提出事項について

令和8年2月18日（水）開催の全員協議会に報告事項5件、連絡事項4件を提出する。

3. 次回部長会議の予定

2月16日（月）13時30分～ 庁議室

4. 閉会